宇都宮市ひとり親家庭等自立促進計画の概要

資料２

策定の趣旨

ひとり親家庭等（母子家庭，父子家庭，寡婦）のだれもが生活の安定，向上が図られ，地域の一員として安心して生き生きと自立した生活を営み，児童が健やかに育つことを目指す。

計画の位置付け

◇　「母子及び寡婦福祉法」第１２条に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」
◇　第４次宇都宮市総合計画改定基本計画の部門別計画

計画の期間

◇　平成１８年度（２００６年度）から平成２２年度（２０１０年度）までの５年間

社会環境等の変化

- 厳しい社会経済状況
- 地域のコミュニティ機能の低下
- 母子及び寡婦福祉法等関連法律の改正（経済的支援から自立支援へ）

⇒　児童扶養手当の支給５年後の減額措置，子育て，就業支援等総合的自立支援策の推進

母子家庭等を取り巻く環境

ひとり親家庭等の状況

離婚の増加，家族形態の多様化⇒ひとり親家庭等が増加

- 離婚件数の増加
  （平成１０年　９５６件　⇒　平成１５年　１，０８１件）
- ひとり親家庭等の世帯数（平成１５年）
  母子世帯５，１０６世帯，父子世帯９５９世帯，寡婦３，８８２世帯

実態調査に基づくひとり親家庭等の現状

〔母子家庭〕

- 収入が少なく，雇用条件のよい就業への支援を希望している。
- 子どもの病気や多様な勤務形態に対応する子育て支援を求めている。

〔父子家庭〕

- 収入は安定しているが，子育て，家事に不安があり，相談相手が少ない。

〔寡　婦〕

- 収入が少なく，家事や健康に不安をもっている。

これまでの主な取り組み

〔子育て生活支援〕　保育所の優先入所，公営住宅の優先入居，母子家庭等日常生活支援事業
〔就業支援〕　母子家庭等就業・自立支援センター事業
〔経済的支援〕　母子寡婦福祉資金貸付金，児童扶養手当，市単独手当
〔情報提供と相談支援〕　母子自立支援員や就業相談員による相談
〔母子寡婦福祉団体への支援〕　各種福祉事業の委託，公共的施設の売店事業への優先的配慮

課題の総括

- ひとりで子育てと就業を担うため，緊急時や多様な勤務形態に対応し安心して就業できる子育て，生活支援が必要
- 生活が不安定なため，職業能力を高め，就業の機会を拡大する支援と情報提供や相談支援が必要
- 地域のコミュニティ機能が低下しているため，母子家庭等の連携と相互扶助を目的とする事業の推進が必要

施策の体系及び取り組む事業

基本理念

- **ひとり親家庭等は，自ら進んで自立に努めます。**
- **総合的できめの細かい自立支援を展開します。**
- **地域において安心で自立した生活ができるよう支援します。**

基本目標

基本理念を具体化するための５つの目標

1. **子育て生活環境の充実**
2. **就業支援の充実**
3. **経済的支援の充実**
4. **将来設計できる情報提供と相談機能の充実**
5. **母子寡婦福祉団体の機能の充実と体制強化**

基本方向と主な事業

《子育て生活環境の充実》

○　安心して働ける子育て支援の充実
- 乳幼児健康支援一時預かり事業　（か所数：１７年度　２か所　⇒　２２年度　４か所）
- 放課後児童健全育成事業　（か所数：１７年度　４９か所　⇒　２２年度　５７か所）

○　緊急時の親が家事，育児をできない場合の支援の充実
- 母子家庭等日常生活支援事業　（利用者数：１７年度　１５人　⇒　２２年度　７０人）

○　生活の基盤となる住居確保の支援の推進
- 入居支援制度の整備　（民間賃貸住宅への円滑な入居）

《就業支援の充実》

○　就業に向けた情報提供と相談支援の充実
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業　（利用件数：１７年度　３６０件　⇒　２２年度　５８０件）
- 自立支援プログラム策定事業　（個々に応じた効果的な就業・自立支援）

○　就業機会拡大のための事業主への働きかけの充実
- 事業主に対する啓発，雇用の促進　（雇用助成制度の活用，求人情報の提供促進）
- 事業主への雇用支援制度の整備　（安定した雇用形態への就業促進）

○　よりよい就業に向けたキャリアアップへの支援の推進
- 母子家庭自立支援教育訓練給付金の給付　（受給者数：１７年度　１７人　⇒　２２年度　４０人）
- 母子家庭高等技能訓練促進費の給付　（受給者数：１７年度　４人　⇒　２２年度　１５人）
- 母子家庭の母のための就業支援セミナー　（受講者数：１７年度　０人　⇒　２２年度　７０人）

《経済的支援の充実》

○　自立した生活に向けた経済的支援の充実
- 母子寡婦福祉資金貸付　（母子，寡婦の自立に向けた有効適切な貸付促進）
- 市単独手当の給付　（自立に効果のある事業への見直し）

《将来設計できる情報提供と相談機能の充実》

○　養育費確保のための啓発と相談支援の充実
- 特別相談　（実施回数：１７年度　１２回　⇒　２２年度　１４回）

○　情報提供と相談支援の充実
- 専門家による生活・就業等相談　（法律相談，起業相談など各種総合相談）
- 関係機関の連携による自立支援　（国，県を含め福祉，労働，住宅など関係機関の連携）

《母子寡婦福祉団体の機能の充実と体制強化》

○　地域に密着した相互扶助的事業の充実
- ひとり親家庭生活支援事業の拡充　（地域人材の活用）

○　自立的経営に向けた体制強化と事業推進への支援の充実
- 母子寡婦福祉団体の自立的経営のための支援　（指定管理者制度による保育所運営）

計画の特徴

◇　自立・就業支援に主眼を置いた生活全般の総合的な対策を盛り込んだ計画
◇　福祉部門と雇用支援部門など関係機関の連携強化により情報提供と相談支援を充実することで早期自立を促進する計画
◇　ひとり親家庭等が連携し地域の一員として安心して自立した生活を送ることを目指す計画
◇　ひとり親家庭等自身の自立への意欲を大切にし，ひとり親家庭等，地域，事業主，行政が，それぞれ果たすべき役割を理解し，協力連携しながら計画を推進